

サイバーセキュリティ推進専門家会議 関係法令

サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）（抄）

第十二条 政府は、サイバーセキュリティに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、サイバーセキュリティに関する基本的な計画（以下「サイバーセキュリティ戦略」という。）を定めなければならない。

2 サイバーセキュリティ戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 サイバーセキュリティに関する施策についての基本的な方針
- 二 国の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保に関する事項
- 三 重要社会基盤事業者及びその組織する団体並びに地方公共団体（以下「重要社会基盤事業者等」という。）におけるサイバーセキュリティの確保の促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、サイバーセキュリティ戦略の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 政府は、サイバーセキュリティ戦略を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 前二項の規定は、サイバーセキュリティ戦略の変更について準用する。

6 政府は、サイバーセキュリティ戦略について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二十五条 サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、サイバーセキュリティ戦略本部（以下「本部」という。）を置く。

第二十六条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 サイバーセキュリティ戦略の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 国の行政機関、独立行政法人及び指定法人におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準の作成及び当該基準に基づく施策の評価（監査を含む。）その他の当該基準に基づく施策の実施の推進に関すること。
- 三 重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティの確保に関して国の行政機関が実施する施策の基準の作成（当該基準の作成のための重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の状況の調査を含む。）及び当該基準に基づく施策の評価その他の当該基準に基づく施策の実施の推進に関すること。
- 四 国の行政機関、独立行政法人及び指定法人におけるサイバーセキュリティの確保の状況の評価（情報システムに対する不正な活動であって情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じて行われるものの監視及び分析並びにサイバーセキュリティに関する重大な事象に対する施策の評価（原因究明のための調査を含む。）を含む。）に関すること。
- 五 サイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、サイバーセキュリティに関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、府省横断的な計画、関係行政機関の経費の見積りの方針及び施策の実施に関する指針の作成並びに施策の評価その他の当該施策の実施の推進並びに総合調整に関すること。

- 2 本部は、サイバーセキュリティ戦略の案を作成しようとするときは、あらかじめ、国家安全保障会議の意見を聴かなければならない。
- 3 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、サイバーセキュリティ推進専門家会議の意見を聴かなければならない。
 - 一 サイバーセキュリティ戦略の案を作成しようとするとき。
 - 二 第一項第二号又は第三号の基準を作成しようとするとき。
 - 三 第一項第二号又は第三号の評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。
- 4 本部は、我が国の安全保障に係るサイバーセキュリティに関する重要事項について、国家安全保障会議との緊密な連携を図るものとする。

第二十八条 本部の長は、サイバーセキュリティ戦略本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 3 本部長は、第二十六条第一項第二号から第四号まで及び第六号に規定する評価又は第三十二条若しくは第三十三条の規定により提供された資料、情報等に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。
- 4 本部長は、前項の規定により関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

第三十条の二 本部に、サイバーセキュリティ推進専門家会議（以下この条において「専門家会議」という。）を置く。

- 2 専門家会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 第二十六条第三項の規定により本部長に意見を述べること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、サイバーセキュリティに関する施策で重要なものについて調査審議し、必要があると認めるときは、本部長に意見を述べること。
- 3 専門家会議の委員は、サイバーセキュリティに関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

サイバーセキュリティ基本法施行令(平成二十六年政令第四百号) 抄

（専門家会議の組織）

第一条 サイバーセキュリティ推進専門家会議（以下「専門家会議」という。）は、委員二十人以内をもって組織する。

（専門家会議の委員の任期等）

第二条 専門家会議の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 専門家会議の委員は、再任されることができる。
- 3 専門家会議の委員は、非常勤とする。

（専門家会議の議長）

第三条 専門家会議に、議長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 議長は、会務を総理し、専門家会議を代表する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門家会議の議事)

第四条 専門家会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 専門家会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。